

奨学金の返還を支援します！

三春町は、将来を担う若者の定住を図るため、町内に定住し、就業する方を対象に奨学金の返還を支援します。

【対象者】 次の①～⑤の条件を全て満たす方

- ① 奨学金の貸与を受けて、その返還を行っていること
- ② 奨学金の返還に際し、他からの助成を受けていないこと
- ③ 町内に住民登録をし、継続して町内に定住していること
- ④ 正規雇用により就業し、継続して勤務していること（ただし、公務員を除く）
- ⑤ 三春町の町税等の滞納がないこと

【対象期間】

期間は、町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間で、**最長96月分**を対象とします。

【助成額】

助成の交付は、年度ごとに行います。申請があった年度内に返還した奨学金の額で、**年間最大18万円**を助成します。

【申請受付期間】

平成30年7月2日（月）～平成30年10月31日（水）

【提出書類】

- ① 三春町奨学金返還支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 住民票の写し（※同意書を提出した方は除きます）
- ③ 奨学金の1年間の返還金相当額がわかる書類
- ④ 誓約書兼同意書（様式第2号）



※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

申請・問合せ先 三春町役場企画政策課企画政策グループ TEL 0247-62-1122